

岩手県告示第 410 号

福祉交流施設条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 84 号）附則第 2 項の規定により、ふれあいランド岩手の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

表 1 に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）

表 1 施設の利用料金

1 体育施設の個人利用料金

区 分	単 位		児童、生徒及び学生	一 般
プール	普通使用	1 回につき	円 220	円 420
		回数使用		
		5 回につき		2,000
		10 回につき		4,000
体育館	1 回につき		50	100
トレーニングルーム	普通使用	1 回 1 時間まで ごとに	150	320
		回数使用		
		5 回につき		1,500
		10 回につき		3,000
陸上競技場	1 回につき		50	100
アーチェリー場	1 時間までごとに		50	100

2 体育施設の貸切利用料金

(1) プール

区 分		10 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	17 時から 21 時まで	10 時から 17 時まで	13 時から 21 時まで	10 時から 21 時まで
		円	円	円	円	円	円
全面使用	児童、生徒 及び学生	8,430	16,850	21,070	25,290	37,940	46,370
	一般	16,850	33,720	42,150	50,580	75,870	92,730
区分使用（1 コース）	児童、生徒 及び学生	1,420	2,850	3,530	4,270	6,380	7,790
	一般	2,850	5,690	7,050	8,540	12,750	15,590

備考 10 時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間 1 時間につき、10 時前のときは 10 時から 12 時までの、12 時から 17 時までのときは 13 時から 17 時までの、17 時後のときは 17 時から 21 時までの利用料金の額の時間割計算による額の 150 パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

(2) プール以外の施設

区 分			利用料金					
			9 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	17 時から 21 時まで	9 時から 17 時まで	13 時から 21 時まで	9 時から 21 時まで
全面使用	児童、生徒及び 学生	円 1,530	円 2,000	円 2,530	円 3,530	円 4,530	円 6,060	
	一般	3,050	4,000	5,060	7,050	9,060	12,110	

体育館	区分使用 (半面)	児童、生徒及び 学生	790	1,000	1,260	1,790	2,260	3,050
		一般	1,580	2,000	2,530	3,580	4,530	6,110
	区分使用 (4分の 1面)	児童、生徒及び 学生	420	520	630	950	1,160	1,580
		一般	840	1,050	1,260	1,890	2,310	3,160
第1卓球室	全面使用	児童、生徒及び 学生	1,420	1,890	2,370	3,320	4,270	5,690
		一般	2,850	3,790	4,740	6,640	8,540	11,380
	区分使用	児童、生徒及び 学生	1時間までごとに1台ごとに150円					
		一般	1時間までごとに1台ごとに320円					
第2卓球室	児童、生徒及び学生		1時間までごとに270円					
	一般		1時間までごとに520円					
陸上競技場	児童、生徒及び学生		円 1,160	円 1,530	円 1,530	円 2,680	円 3,050	円 4,220
	一般		2,310	3,050	3,050	5,380	6,110	8,430
テニスコート	全面使用	児童、生徒及び 学生	5,690	7,590	7,590	13,280	15,180	20,870
		一般	11,380	15,180	15,180	26,550	30,350	41,730
	区分使用	児童、生徒及び 学生	1時間までごとに1面ごとに470円					
		一般	1時間までごとに1面ごとに950円					
ゲートボール 場	全面使用	児童、生徒及び 学生	円 1,260	円 1,690	円 1,690	円 2,950	円 3,370	円 4,640
		一般	2,530	3,370	3,370	5,900	6,750	9,280
	区分使用	児童、生徒及び 学生	1時間までごとに1面ごとに220円					
		一般	1時間までごとに1面ごとに420円					
アーチェリー場	児童、生徒及び 学生		円 630	円 840	円 840	円 1,470	円 1,690	円 2,310
	一般		1,260	1,690	1,690	2,950	3,370	4,640

備考 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

3 会議室等の貸切利用料金

区 分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
-----	---------------	----------------	----------------	---------------	----------------	---------------

第1会議室	円 1,370	円 1,790	円 2,310	円 3,160	円 4,110	円 5,480
第2会議室	円 1,370	円 1,790	円 2,310	円 3,160	円 4,110	円 5,480
第1教養室	円 1,160	円 1,580	円 2,000	円 2,740	円 3,580	円 4,740
第2教養室	円 840	円 1,050	円 1,370	円 1,890	円 2,430	円 3,270
第1研修室	円 1,260	円 1,690	円 2,110	円 2,950	円 3,790	円 5,060
第2研修室	円 1,580	円 2,000	円 2,530	円 3,580	円 4,530	円 6,110
第3研修室	円 1,580	円 2,000	円 2,530	円 3,580	円 4,530	円 6,110
創作室	円 1,260	円 1,580	円 2,000	円 2,850	円 3,580	円 4,840
陶芸室	円 1,470	円 2,000	円 2,530	円 3,480	円 4,530	円 6,000
音楽室	円 1,580	円 2,110	円 2,630	円 3,690	円 4,740	円 6,320
調理実習室	円 1,890	円 2,430	円 3,050	円 4,320	円 5,480	円 7,370
こども広場	円 1,370	円 1,790	円 2,310	円 3,160	円 4,110	円 5,480

備考 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 ふれあいホールの貸切利用料金

区 分		利用料金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
入場料等を徴収しない場合		円 3,160	円 4,220	円 5,270	円 7,370	円 9,480	円 12,650
入場料等を徴収する場合	興行として行わない場合	円 4,740	円 6,320	円 7,900	円 11,070	円 14,220	円 18,960
	興行として行うものである場合	円 9,480	円 12,650	円 15,810	円 22,130	円 28,460	円 37,940

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
屋外照明設備	テニスコート	全面使用	実費を基準として知事が定める額
		区分使用	
	アーチェリー場	全面使用	

ふれあいホール	照明設備	1式1時間までごとに	円 740
	音響設備	1式1時間までごとに	520
	グランドピアノ	1式1時間までごとに	840